

【抜本的税制改革】

▲ 3.9兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：33万円→35万円）、配偶者特別控除・特定扶養控除の創設（45万円））等

+ 1.7兆円（マル優の原則廃止、株式等の譲渡益の原則課税化への移行）

【税制改革】

▲ 2.4兆円（税率構造の累進緩和、人的控除額の引上げ（基礎控除、配偶者控除、扶養控除：35万円→38万円）、給与所得控除額の引上げ）

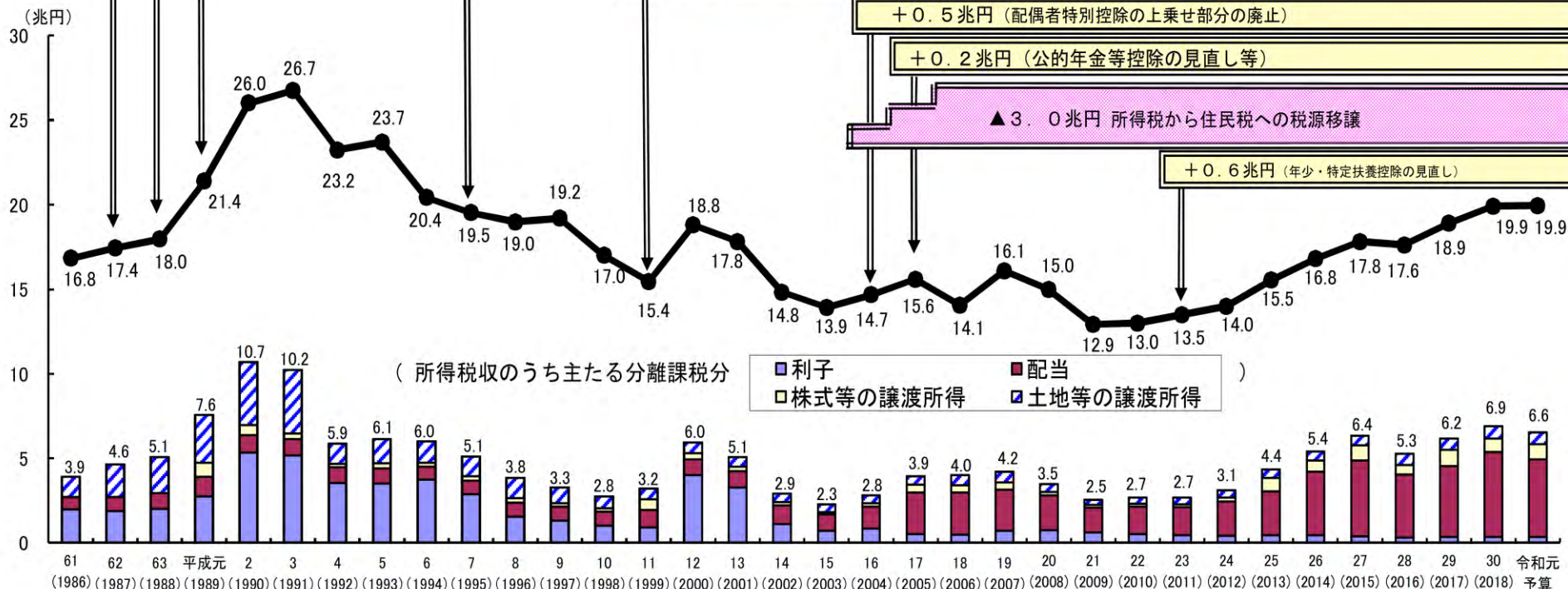
▲ 0.3兆円（最高税率の引下げ）

+ 0.5兆円（配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止）

+ 0.2兆円（公的年金等控除の見直し等）

▲ 3.0兆円 所得税から住民税への税源移譲

+ 0.6兆円（年少・特定扶養控除の見直し）



( 所得税収のうち主たる分離課税分

■ 利子  
■ 配当  
□ 株式等の譲渡所得  
■ 土地等の譲渡所得

(注1) 平成30年度以前は決算額、令和元年度は予算額である。なお、所得譲与税による税源移譲（平成16年度△0.4兆円、平成17年度△1.1兆円、平成18年度△3.0兆円）後の計数である。

(注2) 利子、配当には法人分が含まれる。

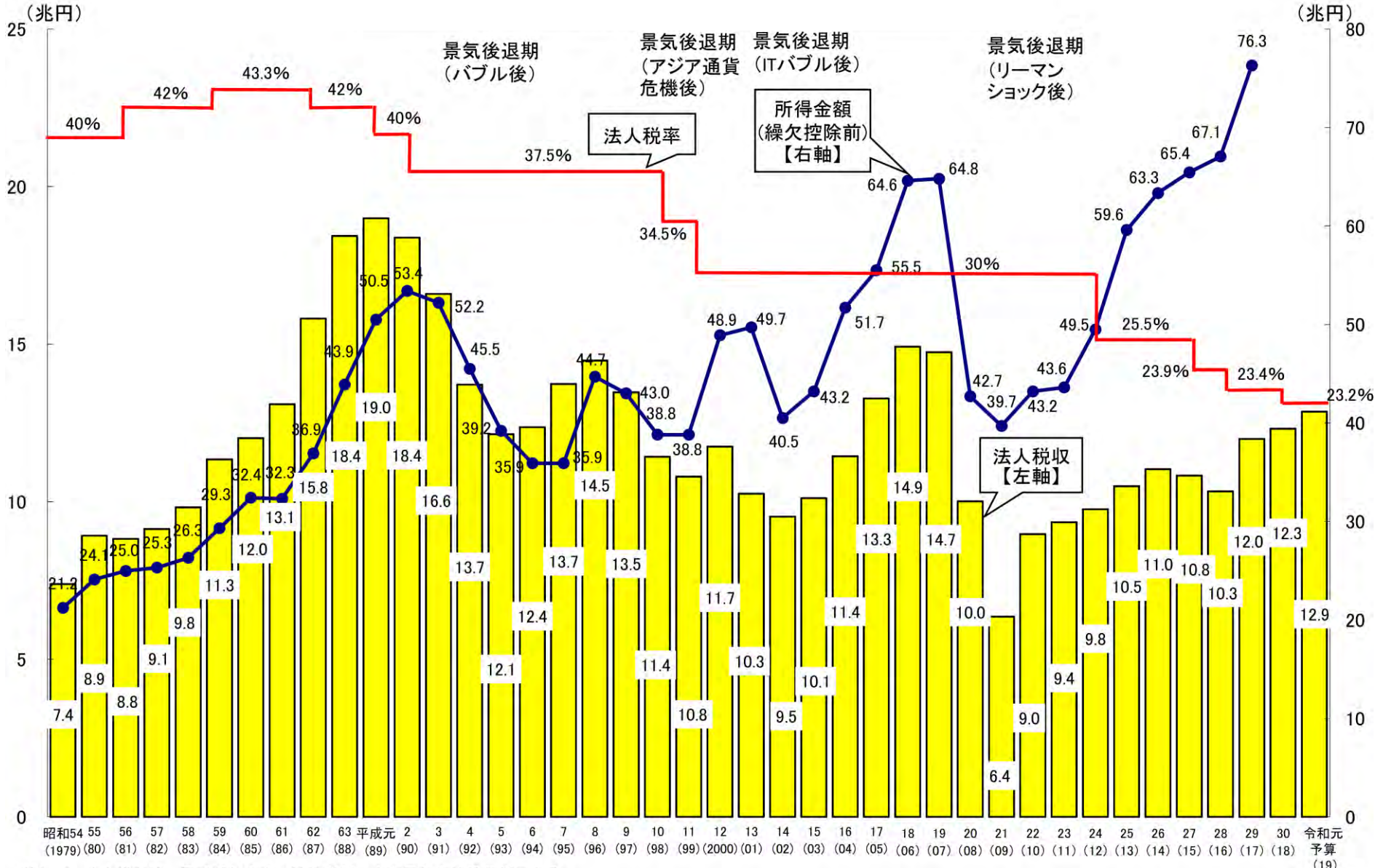
(注3) 株式等の譲渡所得については、株式等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額及び株式等の譲渡所得に係る源泉徴収税額の単純合計である。

(注4) 土地等の譲渡所得については、土地等の譲渡所得が主たる所得に該当する者に係る申告納税額である（昭和63年度以前は推計値）。

# 法人税収の推移

未定稿

資料23



(注) 1. 法人税収は、平成30年度までは決算額、令和元年度は予算額による。

2. 所得金額（繰欠控除前）は、国税庁「会社標本調査」による。なお、平成17年度までは2/1~1/31、平成18年度以降は4/1~3/31に終了した事業年度を対象としている。

(年度)



# 地方財政計画の歳出の推移

未定稿

資料24

(兆円)

100

90

80

70

60

50

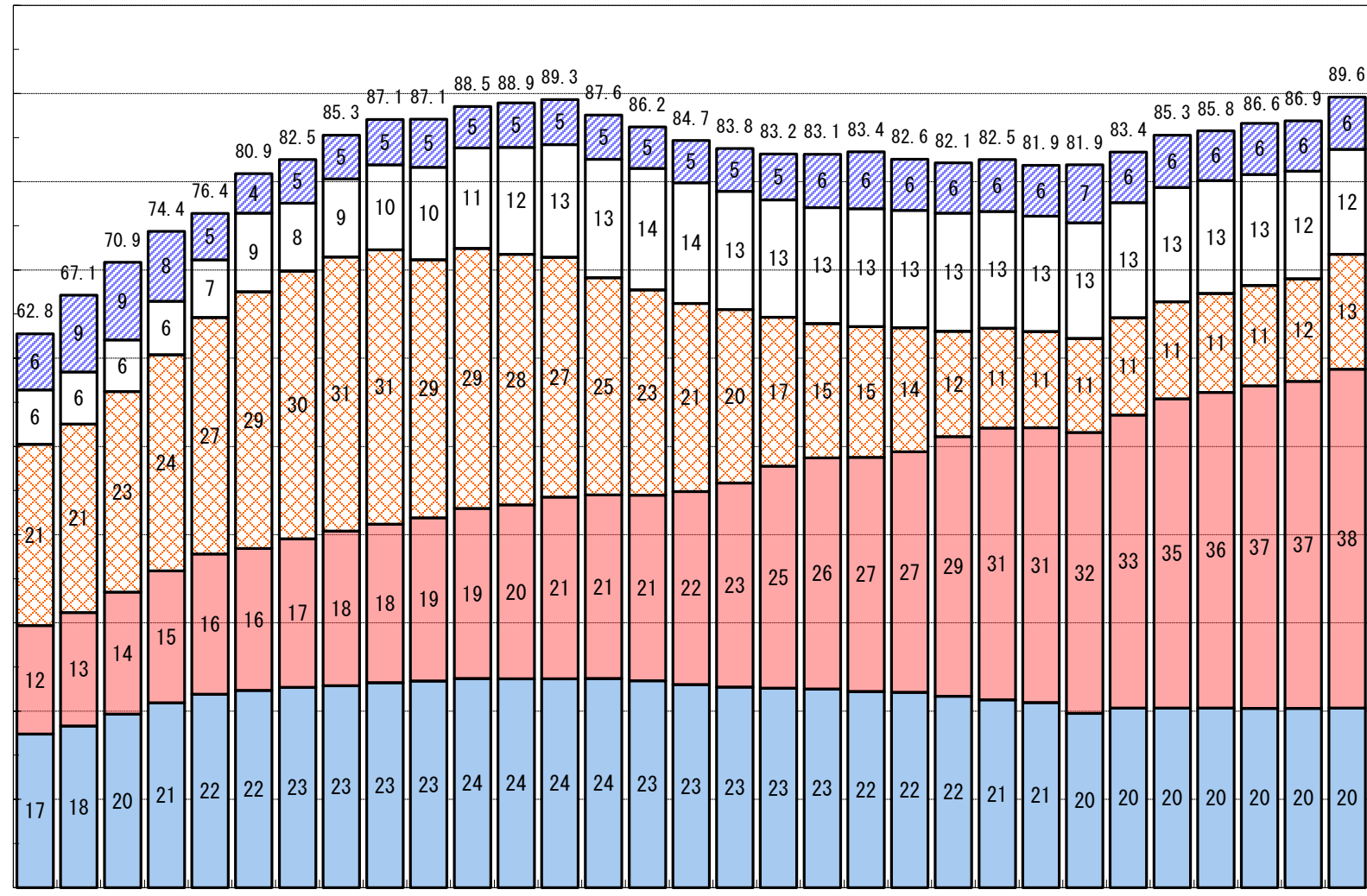
40

30

20

10

0



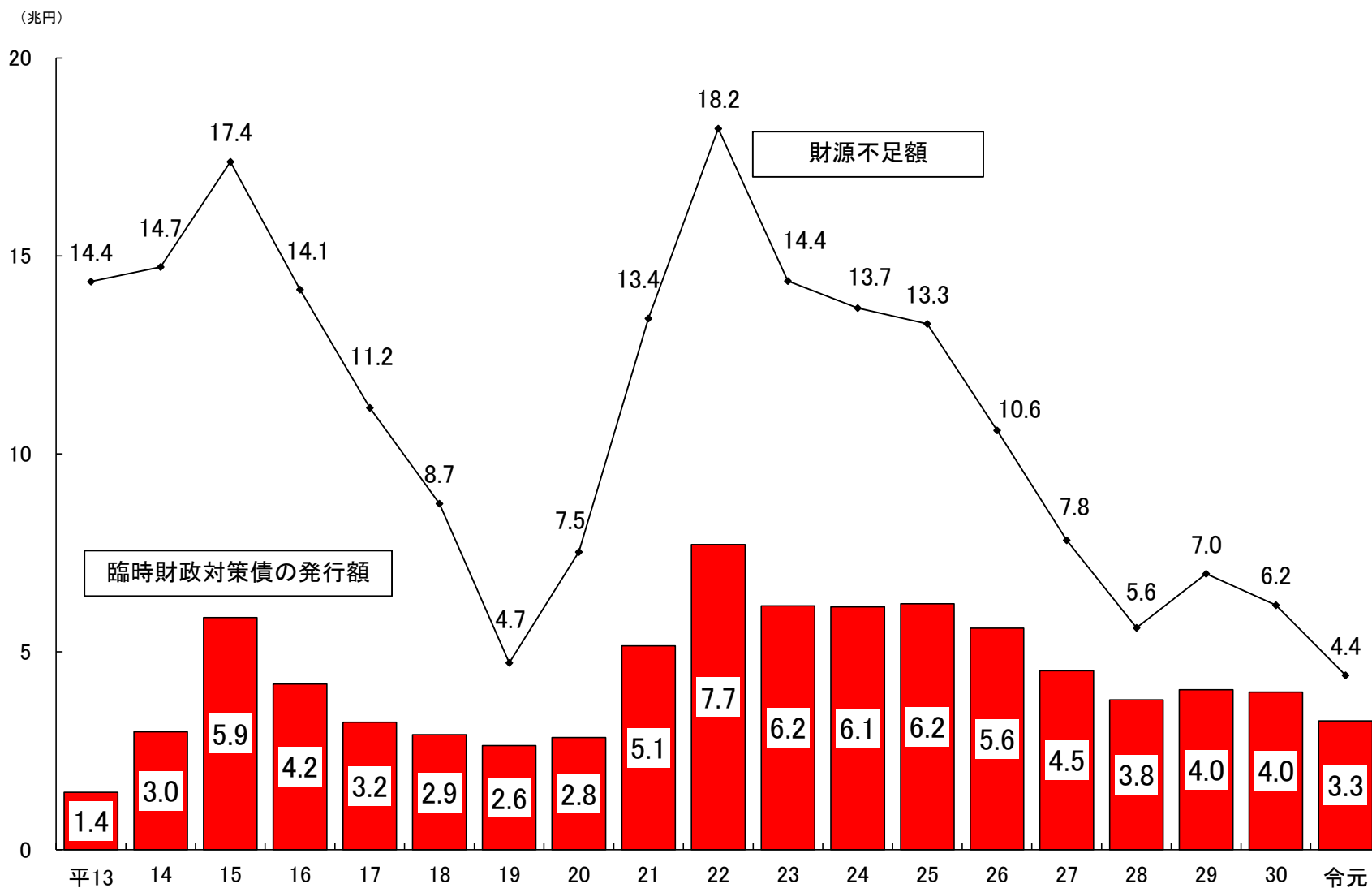
その他

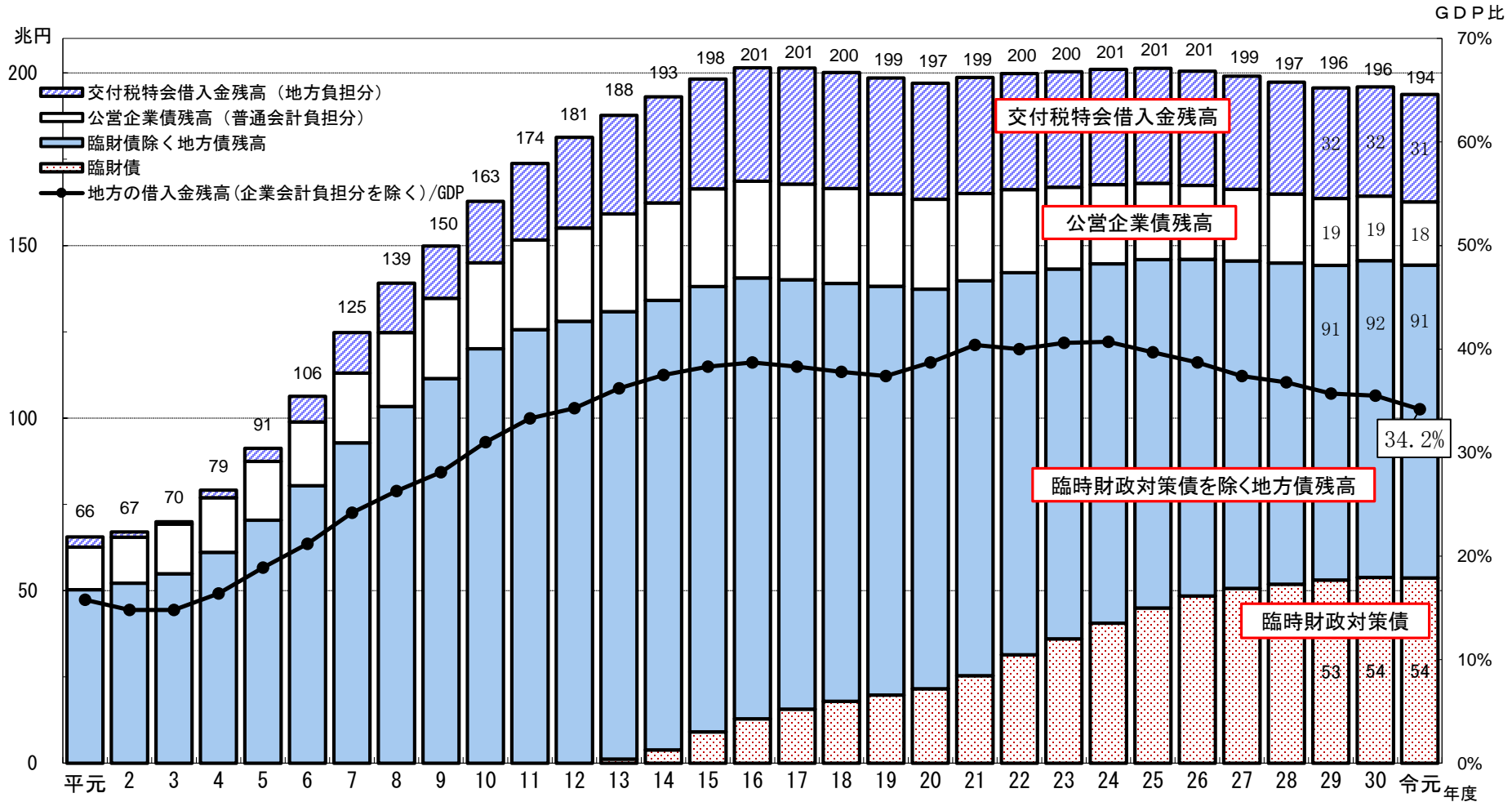
公債費

投資的経費

社会保障関係費等の一般行政経費

給与関係経費





※1 地方の借入金残高は、平成29年度までは決算ベース、平成30年度・令和元年度は見込み。  
 ※2 GDPは、平成29年度までは実績値、平成30年度は実績見込み、令和元年度は政府見通しによる。  
 ※3 表示未満は四捨五入をしている。